



2026年3月17日

各 位

会 社 名 株式会社ユニシアホールディングス
代表者名 代表取締役会長兼社長 貫 啓 二
(コード番号：3547 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理部長 岩 本 一 将
(TEL. 03-5449-6410)

譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年4月17日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 20,000株
(3) 処分価額	1株につき1,829円
(4) 処分価額の総額	36,580,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役1名 20,000株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年1月24日開催の取締役会において、当社の取締役に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2020年2月27日開催の第18回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額60,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内。）の金銭報酬債権を支給し、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年30千株以内（うち社外取締役分は年5千株以内。）とすることにつき、ご承認をいただいております。

本制度に基づき、当社の取締役は、当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受け、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は2年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間としております。その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の取締役1名（以下「対象者」といいます。）に対し、本制度の目的、対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭債権合計36,580,000円の現物出資と引換えに当社の普通株式20,000株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象者は、2026年4月17日（払込期日）から2029年4月17日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、譲渡制限期間に任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、払込期日を含む月から当該喪失の日を含む月までの月数を25で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式（ただし、死亡による喪失の場合は、本割当株式の全部）につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象者が当社若しくは当社の子会社の取締役、執行役員若しくは従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編等承認日を含む月までの月数を25で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるも

のであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年3月16日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,829円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上